

[事案 23-229] 災害入院特約中途付加請求

・平成 24 年 4 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

傷害特約等の中途付加を申請したところ、取扱の中止を理由に不可とされたが、売り止めを契約者に通知しないのは不当であり、特約を中途付加してほしいとして申立てがあったもの。

<申立人の主張>

「契約のしおり」に特約が中途付加できると明記されているので、平成 23 年 8 月に特約（災害割増特約、傷害特約、災害入院特約）の中途付加を希望したところ、当該商品は平成 20 年 6 月に販売中止しているとして拒否された。販売中止したことを契約者あてに通知されていなかったことに納得できない。通知されていたらその時点で特約付加を選択できたはずである。

また、保険会社職員は、その後、販売終了時に遡及して特約付加できると誤って回答しているが、後になって中途付加できないとされたことに対しても納得いかない。特約を中途付加してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が要望する特約は既に販売開始から長期間を経過しており、売り止めにした判断にも合理性がある。
- (2) 売り止めにあたって個々の契約者に通知をした方がよかったのは事実であるが、通知が保険会社の義務とはならない。
- (3) 「契約のしおり」には「ご契約後に付加して、保障内容を充実することもできます」と記載されているにすぎず、必ず、特約の付加ができると記載されているわけではない。また、特約を付加するには、告知が必要であり、特約を承諾するか否かは保険会社の判断による。よって、特約の中途付加を承諾することが保険会社の義務とは言えない。
- (4) 申立人に対し、一旦、特約の中途付加ができる旨回答したことは事実であるが、その後、特約付加の保障範囲において、申立人と保険会社との間で齟齬が生じ、保険会社は特約の遡及付加を了解したことが誤っていたことを謝罪し、特約付加了解の意思を撤回している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の請求の法的根拠を、①「契約のしおり」に、「災害関係・疾病関係特約の充実」として、「契約に付加して、保障内容を充実することもできます。」と記載されていること、②保険会社職員が、申立人に対し、特約を遡及的中途付加で対応することを約し、遡及付加のための追加保険料まで提示したことを理由に、上記特約の中途付加は保険会社の義務であると主張するものと考え、当事者双方から提出された申立書、答弁書等書類の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記の事実により、申立内容を認

めることはできず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

(1) 理由①について

保険契約の締結には、通常、告知義務が課されているが、その告知内容によっては、保険会社が保険の引き受けを拒否することも認められている。実際、申立人が中途付加を請求している3つの特約には、約款上、被保険者に告知義務が課されている。従って、「契約のしおり」の上記記載は、特約の中途付加が保険会社の義務と解することはできず、あくまで特約の付加により保障内容を充実することができる可能性がある、という意味と解すべきものである。

(2) 理由②について

保険会社職員が、申立人に対し、特約を遡及的中途付加で対応することを約し、遡及付加のための追加保険料まで提示したことは軽率の誹りを免れない。しかし、申立人の特約中途付加の申し出は、申込書および告知書が作成されていないのであるから、契約の申込みと解することはできないし、保険会社職員の回答を契約の承諾と考えることもできない。

(3) なお、申立人は、保険会社が、傷害特約等の中途付加の取り扱いを、契約者に対し、事前に個別に通知していなかったことを非難するが、上記販売中止は、商品ラインアップの簡素化を図った結果であり、経営上の判断として合理的理由がある。全契約者に対し、通知することは、多大なコストを考慮すると、現実的ではなく、申立人の非難は当たらない。